資料 1

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	5名 5名 5名	任	期	令和3年5月14日
委 員	○け会長 ○け会長代理				

回は云女、しは云女八理

氏 名 職名

《公益を代表する委員》

公認会計士 ◎赤 石 雅 英

北 川 章 臣 東北大学大学院経済学研究科教授

○工 藤 農 東北福祉大学教授 鈴 田 泰 子 東北福祉大学准教授

内 藤 千香子 弁護士

《労働者を代表する委員》

宮城県東北電力総連特別執行委員 阿部祥大 電機連合宮城地方協議会事務局長 釜 石 行 雄 佐 野 JAM 南東北宮城県連絡会事務局長 研 照 井 美 紀 全日通労働組合宮城支部執行委員 UAゼンセン宮城県支部次長 新関直人

《使用者を代表する委員》

仙台商工会議所理事·事務局次長 阿 部 昌 展 稲 妻 敏 行 宮城県商工会連合会専務理事

大 内 仁 宮城県中小企業団体中央会専務理事

佐 藤 万里子 株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事 星 幸一

注. 委員の配列は五十音順による。

宮城地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 宮城地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法 及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
 - 2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合 には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知 しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも1週間前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目に わたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
 - 2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に 適当な方法で通知しなければならない。
 - 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に 適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に 支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される おそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な われるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
 - 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した 委員二人が署名するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が 不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前三項の規定は、小委員会について準用する。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写 しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、平成13年7月30日から施行する。

宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)

- 第1条 宮城地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、 宮城労働局長(以下「局長」という。)又は専門部会委員(以下「委員」という。) の3分の1以上から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
 - 2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付 議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しな ければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長 に適当な方法で通知しなければならない。
 - 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
 - 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす おそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある 場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ がある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とする ことができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告する ものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議 決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- (附則) この規程は、令和 年 月 日から施行する。

令和元年度 最低賃金審議状況一覧表(地域最賃決定までの経過)

資料4

1 最低賃金審議会 本審

宮城労働局

<u> </u>	化甘碱女 个甘					<u> </u>
	審議会等回数	第 1 回	第2回	第3回	第4回	第5回
件名		1. 7. 5(公開)	1. 8. 1(公開)	1.8.5(公開・一部非公開)	1. 8. 21(公開)	2. 3月中旬予定(公開・延期)
本		いて	① 令和元年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達 ② 令和元年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 ③ 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取(県労連から1名聴取) ④ 宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について ⑤ 宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)		④ 特定最低賃金改正決定の諮問	(予定) ① 特定最低賃金の審議状況について ② 最低賃金の周知に係る取組状況について ③ 令和2年度 宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について ④ 最低賃金引上げに向けた中小企業への 支援事業に係る取組状況について

2 地域別最低賃金専門部会

_					
		諮問 1. 7. 5	第 1 回	第2回	第3回
		答申 1.8.5	1. 8. 1	1. 8. 2	1. 8. 5
	県	時間額 824円	① 部会長等の選出(部会長赤石委員・部会 長代理工藤委員)	① 金額審議	① 金額審議(再提示なし)
	最	引上げ額 時間額 26円	② 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営 規程について ③ 宮城県最低賃金専門部会の公開につい		
	賃	官報公示 1.8.30 発効日 1.10.1 (指定日)	④ 賃金改定状況調査結果説明⑤ 宮城県最低賃金の改定審議資料説明⑥ 令和元年賃金実態調査結果説明⑦ 金額審議		

適用使用者数 73,018事業場 適用労働者数 909,900名

3 特定最低賃金専門部会

	諮問 (1. 8. 21)	第 1 回	第2回	第3回
	答申 (1.10.8)	1. 10. 1	1. 10. 3	1. 10. 8
鉄鋼業	時間額 923円 引上げ額 時間額 25円 官報公示 発効日 1.12.15	① 部会長等の選出② 専門部会運営規程について③ 専門部会の公開について④ 意見聴取の取り扱いについて⑤ 賃金実態調査結果報告について⑥ 労使の基本的主張について⑦ 金額審議	① 金額審議	① 金額審議 ② 合意 全会一致 答申
二重	諮問 (1. 8. 21)	第1回	第2回	第3回
情子電	答申 (1. 10. 2)	1. 9. 19	1. 9. 20	1. 10. 2
情報通信機械器具製造業電子回路、電気機械器具、電子部品・デバイス・	時間額 862円 引上げ額 時間額 21円 官報公示 発効日 1.12.15	① 部会長等の選出② 専門部会運営規程について③ 専門部会の公開について④ 意見聴取の取り扱いについて⑤ 賃金実態調査結果報告について⑥ 労使の基本的主張について⑦ 金額審議	① 金額審議	① 金額審議 ② 合意 全会一致 答申
	諮問 (1. 8. 21)	第 1 回	第2回	第3回
	答申 (1. 10. 9)	1. 9. 30	1. 10. 2	1. 10. 9
自動車小売業	時間額 890円 引上げ額 時間額 25円 官報公示 発効日 1.12.15	① 部会長等の選出② 専門部会運営規程について③ 専門部会の公開について④ 意見聴取の取り扱いについて⑤ 賃金実態調査結果報告について⑥ 労使の基本的主張について⑦ 金額審議	① 金額審議	① 金額審議 ② 合意 全会一致 答申

適用使用者数 20事業場 適用労働者数 1,880名

適用使用者数 365事業場 適用労働者数 18,070名

適用使用者数 1,638事業場 適用労働者数 12,180名



令和元年8月5日

宮城地方最低賃金審議会 会長 赤石 雅英 殿

> 宮城地方最低賃金審議会 宮城県最低賃金専門部会 部会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月5日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 赤石 雅英

北川 章臣

工藤 農

労働者代表委員 佐野 研

鈴木 謙一

新関 直人

使用者代表委員 稲妻 敏行

大内 仁

星 幸一

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域 宮城県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 8 2 4 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和元年10月1日



令和元年8月5日

宮城労働局長 代田 雅彦 殿

宮城地方最低賃金審議会 会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和元年7月5日付け宮労発基0705第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 適用する地域 宮城県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間824円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和元年 10 月 1 日

資料7

宮城県の最低賃金の推移一覧表

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

	地域別量	最低賃金			特 定 最	低 賃 金		
上 年度	宮均	成県	鉄釒	涮業	電子部品	等製造業	自動車	小売業
十戊	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H20	653円	14	764円	16	733円	14	735円	13
1120	H20.10.24	2.19	H20.12.15	2.14	H20.12.15	1.95	H20.12.15	1.8
H21	662円	9	771円	7	738円	5	740円	5
1121	H21.10.24	1.38	H21.12.15	0.92	H21.12.15	0.68	H21.12.16	0.68
H22	674円	12	780円	9	743円	5	746円	6
1122	H22.10.24	1.81	H22.12.15	1.17	H22.12.15	0.68	H22.12.15	0.81
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
1120	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
1124	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.9	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
1120	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
1120	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
1127	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
1120	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
1123	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
1100	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
1	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.5	R1.12.15	2.89

宮城県の最低賃金(地域別及び特定)に係る影響率、未満率の推移

□宮城県最低賃金

資料8

I	平成24年度		平成2	5年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率
	10.41	3.69	4.52	2.58	10.85	4.32	7.55	1.74	7.39	2.57	11.52	1.41	8.95	1.78	14.03	1.73

□宮城県鉄鋼業最低賃金

ľ	平成24年度		平成2	5年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率
	0.39	0.39	2.00	2.03	0.00	0.00	0.93	0.51	0.80	0.40	0.24	0.00	2.97	0.00	2.06	1.03

□宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

I	平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度	令和元	元年度
	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率
	7.32	6.41	16.60	6.21	8.90	4.96	16.62	7.87	9.30	4.53	16.97	7.45	15.10	5.11	28.17	3.73

口宮城県自動車小売業最低賃金

平成24年度		平成2	5年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率
1.13	0.90	4.00	3.48	1.90	1.34	2.55	1.40	3.28	2.30	4.43	3.64	1.85	0.56	4.04	2.56

※未満率 現在適用されている最低賃金を下回っている労働者の割合

※影響率 改定後の最低賃金を下回る労働者の割合

令和元年度 最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース(新聞発表)

(1) 最低賃金を中心とした監督指導結果の公表

7月5日に平成30年度(平成31年1月~3月)に実施した最低賃金の履行確保 に係る監督指導結果を公表した(266事業場実施。最低賃金違反39事業場、違反率 14.7%(前年比17件増加、1.8ポイント増加))。

(2) 地域別最低賃金の周知

①7月5日労働局長から地方最低賃金審議会長への諮問時、②8月5日審議会長から局長への答申時にそれぞれ公表したほか、③発効日直前の9月30日に、最低賃金周知活動取組を公表した。このうち、②8月5日の答申については、テレビ局の取材を受け、当日夕方のニュースで放映された。

(3) 特定最低賃金の周知

3業種全ての専門部会が結審し、審議会長から局長への答申後、12月15日の統一発効直前の12月12日に公表した。

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金のそれぞれの官報公示日に、広報紙への掲載枠の確保、最賃改正の最新情報の提供をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対しては、直接の訪問や電話により依頼した結果、県・市町村計 35 自治体の広報誌に掲載された。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット(本省作成、宮城局作成)等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

(1) 地域別最低賃金

- ①令和元年10月1日に発送
- ②送付先は、計969機関・団体等

県内自治体(36か所)、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会 議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌 社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、 県下図書館、道の駅、派遣団体等

(個別に送付した、最低賃金減額特例許可を受けている事業場(142件)、過去5年間の法令違反指導事業場(243件)を含む)

(2) 特定最低賃金

- ①令和元年 12 月 16 日に発送
- ②送付先は、計804機関・団体等。

上記 969 機関・団体等のうち、団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。 (個別に送付した、電子部品等製造業 304 事業場、鉄鋼業 20 事業場、自動車小 売業 143 事業(外車新車・中古車販売業者等含む)を含む。)

5 ローカルFM放送による周知

(1) ローカルFM放送局、県内10社に対して放送依頼を行った。

6 その他の取組みによる周知

- (1) 発効直前の9月28日(土)、「ユアテックスタジアム」で行われた「ベガルタ仙台対横浜・Fマリノス(TV中継有り)において、両ゴール裏フィールドサインLEDで「宮城県最低賃金 10月1日から時給824円! 宮城労働局」と1回15秒、合計25回掲出した。
- (2) 発効日の10月1日から1ヶ月間、仙台市地下鉄(南北線・東西線)の全車両に、地域最賃改定額を記載したステッカーによる車両広告を行った。
- (3) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークの庁舎内に俳優の松崎豊さんの画像を使用した最低賃金改正の周知用のぼり旗を設置。さらに、宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シール」を作成して、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知徹底を図った。

なお、シールを知った団体から、シールが傘下会員に対する周知に有効であるとする 申し出があり、シール提供した。

(4) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局 HP(ホームページ)のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低 賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成18年~令和2年)

	治	去違反の状況	卍	法違	反の認識状況	兄 (%)	最低賃金	額未満労働	者の状況
年	監督実施 事業場数	旧法第5 条、法第4 条 違反事業 場数	違反率	適用される 最賃額を 知っている	が適用され	最賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未満 労働者数	未満 労働者数の 比率
			(%)						(%)
18	73	7	9.6	14. 3	71.4	14. 3	1, 275	24	1.9
19	266	19	7. 1	42. 1	42. 1	15.8	3, 670	74	2. 0
20	257	24	9. 3	47. 9	50.6	1. 6	2, 720	72	2. 6
21	124	37	29.8	56. 5	42. 7	0.8	2, 274	166	7. 3
22	192	35	18. 2	56. 3	42. 2	1. 5	2, 969	206	6. 9
23	206	42	20. 4	54. 9	43. 7	1. 4	2, 596	125	4.8
24	196	9	4. 6	59. 2	39.8	1. 0	2, 059	27	1. 3
25	244	30	12. 3	40.0	56. 6	3. 4	2, 089	77	3. 7
26	200	13	6. 5	68. 0	30. 5	1.5	1, 831	80	4. 4
27	194	28	14. 4	62. 9	36. 6	0.5	1,720	77	4. 5
28	205	29	14. 1	71. 7	23. 9	4. 4	2, 311	126	5. 5
29	279	41	14. 7	64. 9	34. 4	0. 7	2, 769	105	3.8
30	249	32	12. 9	84.3	14. 9	0.8	2, 212	86	3.9
31	266	39	14. 7	86. 5	13. 2	0.3	2, 724	131	4.8
2	195	30	15. 4	91.8	8. 2	0.0	1, 663	56	3. 4

⁽注) 1 平成20年以前は、旧法第5条、平成21年以降は、法第4条違反の事業場数である。 (法第4条第1項「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金 額賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」旧法第5条も同文である。)

令和元年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
	19	1, 987
	(20)	(1, 875)
電子部品·デバイス·電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	365 (365)	14, 694 (18, 073)
自動車小売業	1, 638	12, 021
ロ幼牛1・九木	(1, 638)	(12, 179)
産業別最低賃金合計	2, 022	28, 702
性未 加取 以 貝並口引	(2, 023)	(32, 127)

- ※ 令和元年12月1日現在の集計数である。
- ※ 平成28年経済センサス活動調査を基に推計したものである。
- ※ カッコ内は前年度の数字である。

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R1.12.1 現在)
	宮城県鉄鋼業最低賃金 鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管,可鍛鋳鉄を除く)、 可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理,補助 的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限 る。)		基幹労連宮城県本部 委員長 青田 浩一 電機連合	19
改正	宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信 機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な 経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	令和2年 3月9日	宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	365 14,694
	宮城県自動車小売業最低賃金 自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下 同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋 持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業 に分類されるものに限る。)		自動車総連 宮城地方協議会 議長 伊藤 貢	1, 638 12, 021

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況 (令和元年度)

1 専門家派遣・相談等支援事業について

(1)「宮城働き方改革推進支援センター」の設置

ア 委託先:TMC仙台

イ 開設日:TMC仙台で毎日(土日祝祭日を除く)

ウ 相談受付等の実績

年 度	窓口相談の件数	派遣相談	
H26	117 件	9件	
H27	80 件	6件	
H28	162 件	33 件	
H29	185 件	18 件	
H30	355 件	169 件	
R 1	734 件	281 件	

(2)周知と広報の取組

センターの設置に関して、宮城労働局のHPでの公表や新聞掲載の他、 関係団体・各種団体等への広報等を行った。

また、センターの実施する「個別相談」、「企業訪問相談」「セミナー開催・講師派遣」等の事業に関する広報を随時実施した。

2 助成金について

申請件数、交付・認定件数は別紙のとおり。

業務改善助成金の申請にあたり、最低賃金が改定される前での申請が有効であることから、8月に使用者団体、労働組合、業界団体に対して当該助成金のリーフレットの再配付を依頼した(1万3千部)。また、働き方改革推進支援センターを通じて、助成金制度について説明を行い、資料を配布した(参加者約700名)。

さらに、補正予算の成立に伴い業務改善助成金が拡充(賃金引き上げ額に応じた新コースの追加)された際には、特定の業種団体等に対して、改正内容を個別に訪問して周知を行ったほか、台風19号の被害が甚大であった伊具郡丸森町、角田市地域の事業場に対し、個別にリーフレットの送付を行った(約500部)。

賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況

令和元年度

種 類	助成要件	申請(計画届出)件数	交付・認定件数
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を	1 3件	9件
	一定額以上引き上げた場合		平成 30 年度 1 3 件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	いわゆる非正規雇用労働者の企業 内でのキャリアアップを促進する ため正社員化、処遇改善の取組を 実施した場合	3 4件	34件 平成30年度 26件
人材確保等助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上のための人事評価制度 と賃金制度を通じて、生産性の向 上、賃金アップ及び離職率の低下 を図る場合	15件	12件 平成30年度 27件

2020年6月4日

宮城労働局長 毛利正 様

全労連東北地方協議会 議長 斎藤 富春

全労連北海道地方協議会

議 長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合 (1975) 高橋 長 高橋 正行 (1975)

住所 仙台市青葉区五橋一丁目 5 - 1 3 電話 022 (211) 7002

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働行政を通じて国民のくらし向上のためご尽力いただいておりま すことに、心より敬意を表します。

新型コロナウイルス感染が世界的に拡大し、国内での感染も大規模に広がり、国民生活や地域経済に深刻な影響が広がっています。国民のいのち、暮らし、雇用と営業、地域経済を守るために、国においては緊急対策とともに、中長期の視点にたった対策が求められます。

中小企業の営業や働く者の雇用を守り、事業者も労働者も安心して休業できるような補償の 実現が求められます。その上で、中長期的に地域経済回復をしっかり支える施策が求められま す。

日本経済は長期に低迷を続けて働く者の実質賃金が下がり続け、貧困と格差が広がり、都市部と地方との地域間格差も拡大して、都市部への人口一極集中を促し、地方経済の疲弊に拍車をかけてきました。さらに医療や介護、福祉や国と地方の公務労働の縮小・削減が続けられた中で、いま「コロナ災害」とも呼ぶべき事態に直面しています。

私たちはこの間、貧困と格差を解消し、地域経済の好循環を実現するために、最低賃金の引き上げ・全国一律最低賃金制度の確立と、中小企業支援の抜本的強化を求めてきました。最低生計費試算調査も全国各地で実施し、最低限必要な生計費には地方と都市部でほとんど格差がないことも明らかにしてきました。最低賃金の格差を解消して、地方でもまともに暮らせる環境を確立し、都市部への人口流失に歯止めをかけ、地域循環型経済の好循環を実現するならば、日本経済の歪みを正し、健全な地域経済の発展を促すことにつながります。同時に医療や介護、福祉や公務労働の体制をしっかり確立することが重要です。このことは、現下の「コロナショック」から地域経済を回復させ、災害に強い国づくりを実現するためにも欠かせません。

今年は「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1000 円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使合意の目標年にあたります。とりわけこの間の運動で、最低賃金の地域間格差是正を求める声は確実に広がってきました。昨年、全国知事会は女性活躍に向けた提言で「地域間格差の拡大につながっているランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現と同一労働同一賃金の確実な実施。最低賃金の引上げ、これによって影響を受ける中小企業への支援の強化」を求めています。日本弁護士連合会は今年2月にまとめた「全国一律最低賃金制度の実施を求とめる意見書」で、「最低賃金法を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めること」、「全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築すること」を求めています。また、自由民主党の国会議員の中にも昨年2月に最低賃金一元化議員連盟が発足して活動を開始し、5野党・会派においても共通政策として格差を是正しつつ最低賃金を改善することが掲げられています。県内では請願が採択されて国などへの意見書が送られています。今年の最低賃金改善においては、大幅引き上げと地域間格差を是正することが強く求められます。

働く者の消費する力を底上げし、中小企業支援策を抜本的に強化することは、現下の「コロナショック」から地域経済を回復させる上でとりわけ重要です。

つきましては、下記施策の実施と政府及び関係機関に対して働きかけをしていただきたく、 強く要請いたします。

記

- (1) 今年度は2010年6月の雇用戦略対話に基づく「全国時間額1000円」の政労使合意を達成させる年であり、確実な実現に向けて強い決意で望むこと。本省や中央最低賃金審議会に対して強く要望すること。
- (2) 地域間の格差を生じさせているA・B・C・Dランクを廃止し、生計費を考慮した、 全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) コロナウイルスで経営に大打撃を受けた中小企業に対する助成の拡充、とりわけ最低賃金を引き上げに資する業務改善助成金制度の拡充を図ること。
- (4) 中小企業の社会保険料の事業主負担や公租公課の減額制度を設けるなど、国による中 小企業の負担を大幅に軽減する直接支援を導入すること。
- (5) 地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会は一部非公開(採決部分)となっています。本審同様、専門部会もすべてを公開し、 傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布する こと。
- (6) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。

資料15

2020年6月15日

宮城労働局 局長 毛利 正殿

宮城全労協 議長 大内 忠雄 仙台市若林区新寺1-5-26-510 電話・fax/022-290-0069

「宮城県最低賃金」審議への要請

新型コロナウイルス感染症が労働、雇用、賃金に深刻な影響を与えており、労働行政には 様々な期待と要請が寄せられています。最低賃金審議の開始にあたり、以下、要請します。

「全世代型社会保障会議」が6月3日に開かれ、最低賃金が「少子化社会対策」とともに議題として設定されました。首相は会議後、最低賃金額改定について発言しました。

「賃上げは、成長と分配の好循環を実現する鍵となるものであり、積極的に取り組んで」きた。 首相は政権発足前の10年間と政権発足後7年間の引き上げ額を対比させ、「(昨年度は)現行 方式で過去最高の上げ幅」だったと指摘。「さらに昨年、より早期に全国加重平均1,000円にな ることを目指す、との方針を閣議決定」、「経済の好循環を回していく上で、賃上げは重要であり、 中小企業の取引関係を適正化しつつ、この方針を堅持」すると述べ、次のように続けました。

「(他方で)新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題」である。厚労大臣には「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進め」るようお願いする。

この発言は「最賃上げに陰り」「慎重」「不透明」などと報道されました。最賃抑制ムードを醸成させる効果をねらったのではないか、疑わざるを得ない発言です。

政府と中央銀行が協調して株価を下支えする政策を発動し、富裕層や大企業に利益が転がり こむ。その一方、民衆はパンデミックの犠牲を経済的にも背負わされる。このような事態に対して、 世界各地で抗議の声が上がっています。

安倍政権の日本も「ウイズ・コロナ」のかけ声を巧みに利用して、貧困・差別拡大の道を追うのか。政治の姿勢と政策が問われています。

2020年、「コロナ危機」下の最低賃金審議は貧困、差別、低賃金労働を抜本的に変革する象徴としてなされるべきです。

日本弁護士連合会は「労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引き上げを後退させてはならない」と訴えました。

「・・低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができていない。ここに根本的な問題がある。また、・・社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらの労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である」(6月3日、日弁連会長声明)

声明は中小企業に対する「長期的継続的な支援」の強化を求め、「最低賃金引き上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等」などに言及しています。

最賃大幅引き上げを求める声が低賃金労働者や地方、超党派の国会議員たちから上がっています。そのような声が審議に反映されるよう求め、以下、私たちの要請とします。

く要請/「コロナ危機」を乗り越えるために、最賃大幅引き上げを求めます>

- (1)「新型コロナウイルス」による感染拡大が低賃金労働者、最賃水準で雇用されている労働者の生活を追いつめています。失業や生活保護申請の急増が報告されており、影響は拡大し長期化するだろうと予測されています。雇用を守ると同時に、大幅な最賃引き上げが必要です。
- (2)「早期に全国加重平均1,000円を目指す」との閣議決定からの後退が強く懸念されます。「安すぎる日本の最低賃金」がクローズアップされるなか、日本でも「人間らしい生活のために最賃1千5百円」の声が若い世代を中心に上げられてきました。「1千5百円達成」をめざし「1千円超の実現」を求めます。
- (3)中小企業の経営を支えることは政府の責任であり、必要な施策の実施が求められます。この間、政府予算をめぐって疑義が広がるなか、中小企業の最賃引き上げを支援するために当初・ 補正予算がどのように投じられるのか、政府に具体的な説明を求めることが必要です。
- (4)パンデミックによる影響が観光産業や農林水産業をはじめ地方に波及しています。ここ数年、 最賃の「地域格差」の拡大が大きな問題となってきました。「コロナ危機」のなかにあっても「地域 格差」が打開、解消されないとすれば、地方の経済・社会への打撃はさらに深まることになります。 全国一律最賃に踏み切るときです。

(以上)